

議案第五十九号

港区景観条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和七年六月二十五日

提出者 港 区 長                      清                      家                      愛

港区景観条例の一部を改正する条例

港区景観条例（平成二十一年港区条例第九号）の一部を次のように改正する。

第二十四条第二項第一号中「第九条第一項」を「第九条」に改める。

付則に次の一項を加える。

（委員の任期の特例）

5 第二十四条第三項の規定により令和五年八月一日に委嘱された審議会の委員の任期は、同条第四項の規定にかかわらず、令和八年三月三十一日までとする。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

（説 明）

景観審議会の委員の任期の特例を定めるため、本案を提出いたします。